



この保険は、海外輸出品の賠償リスクに対応します！

貴社（記名被保険者）が製造・販売した輸出品（対象生産物）の欠陥・瑕疵^{かし}、または、対象生産物の販売に関連する据え付け作業の結果に起因する「身体障害」「物的損害」について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

特色1 納得の保険料水準

ご申告内容（リスク評価に関する告知）による企業ごとのリスクに見合った保険料を実現しました。所定の条件に該当する場合は、保険料が最大40%割引となります。

《保険料例》

対象生産物	仕向地別売上高	引受条件	保険料
プラスチック製品	北米：1億円 アジア：34億円	支払限度額：5億円（免責金額なし）	1,743,000円
食料品	欧州：3億円 アジア：2億円	支払限度額：2億円（免責金額なし） 製品回収費用限定補償特約セット	601,000円
電子部品	国内売上高：3億円 （輸出額・仕向地不明）	支払限度額：1億円（免責金額なし）	249,600円

※ 上記の保険料は割引（最大40%）適用前です。ただし最低保険料の適用あり。

※ 上記の保険料は、年間保険料の一例です。実際の保険料はご申告の内容、引受条件、払込方法などによって異なります。

特色2 充実した補償を実現

不良完成品・不良製造品（加工品）の損害も補償します。

また、賠償事故が発生した商品のリコールに伴う費用については、オプションで補償することができます。

基本補償

《不良完成品・不良製造品（加工品）の損害》

- 販売した生産物が部品、原材料等である場合に、その生産物が組み込まれた完成品に対して与えた損害を補償します。
- 販売した生産物が、製造機械であった場合に、その機械で製造された製品に与えた損害を補償します。

オプション

《生産物回収費用の損害（製品回収費用限定補償特約）》

- 被保険者が製造・販売した輸出品で、賠償事故が発生した場合、リコールに伴う回収費用を補償します。

特色3 充実の事故対応サポート

海外PL訴訟に対応するため、英文保険約款を使用しています。

万一、PL訴訟に巻き込まれた場合、当社は被保険者に代わって、経験豊かなクレームエージェント、弁護士等を手配し、PL訴訟の円滑な解決を目指します。

- 当社は米国をはじめ、世界各地において輸送機器、産業用機器・器具、化学薬品、消費者用製品等の幅広い製品に関するPL訴訟の防御を行っています。
- 多数のクレーム防御の経験を有し、世界各地の充実したネットワークを持つ当社の訴訟防御体制は、海外におけるPL訴訟防御に着実に対応します。

ご契約いただける企業

- 補償の対象とする生産物の売上高（輸出額）が50億円以下であること。
- 過去に「保険の概要<保険金をお支払いする主な場合>」に該当する事故が発生していないこと（日本国内における事故も含まれます）。

※仕向地が特定できない間接輸出（直接自社で輸出を行っていないこと）のみのお引受も可能です。



保険の概要

◀保険金をお支払いする主な場合▶

記名被保険者が製造・販売した輸出品（対象生産物）の欠陥・瑕疵、または、対象生産物の販売に関連する据え付け作業の結果に起因する「身体障害」「物的損害」について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

◀お支払いの対象となる損害▶

●損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等の損害賠償金（当社が被保険者に代わって防衛対応を行う場合は、当社から損害賠償請求権者へ直接お支払いします。）

●争訟解決のための諸費用

- ・損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士費用等の防衛対応に要した費用（損害賠償金について保険金を支払う可能性があれば、被保険者の法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、当社は防衛対応を行います。結果として、法律上の損害賠償責任がなかった場合でも保険金をお支払いします。）
- ・当社の要請により、被保険者が当社に協力するために支出した妥当な費用（交通費・通信費等）
- ・訴訟において要求される差押解除ボンドの保証料
- ・身体障害事故が発生した場合の応急手当の費用

等

◀保険適用地域▶

「全世界（日本を除く）」を保険適用地域とします。

日本を除く全世界で発生した身体障害・物的損害がお支払いの対象となります。

◀支払限度額と免責金額の設定▶

身体障害と物的損害を共通の支払限度額（保険金をお支払いする限度額）で引き受けます。1回の損害賠償請求（＝保険期間中）の支払限度額は、1/2パターンの中から選択いただけます。免責金額は設定いたしません。

◀追加被保険者を選択▶

記名被保険者（貴社）とは別に、追加被保険者を補償の対象とすることができます。

追加被保険者の補償は、記名被保険者（貴社）の対象生産物に関して損害を負担する場合に限られ、

以下の①・②が対象となります。

- ①国内下請メーカー・国内輸出商社⇒10社まで指定可能
- ②記名被保険者が承認したすべての海外販売業者⇒無記名で包括補償

◀オプションの設定▶

生産物回収費用の補償をご希望される場合には、割増保険料をいただき、「製品回収費用限定補償特約」をセットすることでお支払いの対象とすることができます。

◀遡及日の設定▶

遡及日以降に発生した事故に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた事故がお支払いの対象となります（損害賠償請求ベース）。新規契約では保険始期日が遡及日となりますが、10年前まで遡及日をさかのぼることも可能です。さかのぼる場合は、その年数に応じて割増保険料をいただきます。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに起因する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 戦争、暴動、反乱等
- 核物質からなる危険物
- 地震、噴火またはその結果生じる津波
- 罰金、違約金、懲罰的賠償金等
- アスベスト製品、保険の対象となる生産物に含まれるアスベスト
- 対象生産物（被保険者の製造・販売した輸出品）自体または仕事の結果自体に生じた損害
- 欠陥またはその疑いのある対象生産物の回収・検査・修理・交換に要する費用
⇒割増保険料をいただき、「製品回収費用限定補償特約」をセットすることで、身体障害または物的損害が発生した場合に限りお支払いの対象とすることができます。

等

海外におけるPL制度概要のレポート等の資料もご用意しておりますので、
下記連絡先までお問い合わせください！

海外生産物賠償責任保険は、一般賠償責任保険普通保険約款【Common Policy Conditions】、生産物特別約款【Products/Completed Operations Liability Coverage Form】、各種特約【Endorsement】から構成されています。

このチラシは、ビジネスプロテクター（海外輸出用）の保険の特徴をご説明したものです。詳しくはパンフレット等をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

●ご相談・お申込先

本店 千101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
（お客さまデスク）0120-632-277（無料）

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00

（年末年始は休業させていただきます）

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

<https://www.ms-ins.com>

91885 2019.10/A3E13/B